

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案
に係る第三者委員会（第2回）議事概要

1 日 時（名古屋刑務所到着後）

- (1) 令和5年1月13日（金）午後1時25分～午後5時
- (2) 令和5年1月17日（火）午後零時30分～午後3時55分

2 場 所 名古屋刑務所

3 出席者

(1) 令和5年1月13日（金）

ア 委員（座長代理を除き五十音順）

佐伯座長代理、土井委員、水藤委員

イ 事務局

矯正局 細川総務課長、大竹成人矯正課長、坂元参事官、吉野官房付

名古屋矯正管区 髭右近第一部長

ウ 名古屋刑務所

中田所長、山崎総務部長、本永処遇部長

(2) 令和5年1月17日（火）

ア 委員（座長を除き五十音順）

永井座長、安藤委員、岡田委員、小山委員、田島委員、名執委員

イ 事務局

矯正局 坂元参事官、吉野官房付

名古屋矯正管区 高橋管区長、髭右近第一部長

ウ 名古屋刑務所

中田所長、山崎総務部長、本永処遇部長

4 概要

第2回は、上記1のと通りの日程に分けて、それぞれ上記3による委員の出席の下、名古屋刑務所内の視察及び職員からのヒアリングを実施した。

いずれの日程においても、まず名古屋刑務所までの移動時間中、車内で事務局から配布資料に沿って名古屋刑務所の概況等について説明を行い、その後、同所内の視察、職員からのヒアリング及び質疑応答を行った。

職員からのヒアリングについては、委員が3人1組に分かれ、各組において、①採用3年未満の若手職員、②採用22年以上のベテラン職員及び③階級が看守長以上の幹部職員の3つの職員属性から、それぞれ対象者を1名ずつ、各組委員の合議により選定した（委員会としては計9名の職員を対象にヒアリングを実施）。ヒアリングは、委員と対象者のみで実施され、事務局及び名古屋刑務所のその他の職員は立ち会わなかった。

それぞれの日程における質疑応答の概要は以下のとおり。

(1) 令和5年1月13日（金）

○水藤委員 経験年数の浅い職員について、それぞれの属性によって差が生じる部分があるところ、通常であれば、懇親会などのいろいろな場面でやりとりをすることで、そういった差がだんだん緩んでいくようなプロセスをたどることが割合あるような気がするのですが、やはりコロナの関係で、そういう部分が弱まっていったり、あるいは研修や普段のOJT的なことも、そういった影響というのは大きかったとお考えですか。

○中田所長 新型コロナを言い訳にはしたくないですが、やはり職員が集まったの集合形式での研修や訓練ができなかったことは事実です。ここ2、3年のうちに拝命した職員に対して、従来ならできることができていなかった、端的に言えば構ってあげられなかったということが、悔やまれるところだと思っています。

○佐伯座長代理 不適正処遇をした職員の中には、若手だけではなくて、中堅の職員も含まれていたということです。初任すぐの職員には確かに新型コロナの影響があったと考えられますが、もう少し中堅の職員というのは、前回の名古屋刑務所の事案の教訓が生かされていなかったのかなという感じも受けます。その辺はいかがでしょう。

○中田所長 今回の件に関わっている中堅職員は、20年以上前の名古屋刑務所での事案を経験していないと思いますが、その教訓をやはり教える者が足りなかった、指導の仕方が足りなかった、あるいは気が緩んでいたということは、ご指摘されればそのとおりあると思います。

○水藤委員 これはおそらく、名古屋刑務所だけのことではないと私は理解していますが、近年収容されて来る人の背景や属性が、とても雑ばくな言い方をすると、若くて元気のいい人が刑務所に多く来ていた監獄法の時代から比べると、現在は、高齢者や、何らかの疾患や障害などがあるような人が多い。それが、刑務官側から見ると、手間が掛かるというか、対応が大変みたいな、そういうことは全般的にあるのですか。

○中田所長 受刑者も高齢化等が進んでいますから、御指摘のような手厚い対応が必要と

なる受刑者、例えば認知症の者や、精神疾患を持っている者、薬物事犯の者も少なくありません。若い職員については、そういった対応を社会で経験していない職員が多いのが実情ですが、所内では対応する必要があります。本来であれば、相応の指導や教育をしないと、そういう受刑者への対応が難しいというところがあると思います。そのため、高齢化などが進むにしたがって、それだけ対応に配慮すべき受刑者が増えるということになります。それをどうしても若い職員で対応することになりますので、そこは様々なギャップが出てきているのだろうと考えています。

○水藤委員 例えば、刑務所の中における行動のルールや、被収容者に対しての求めであったり、例えば懲罰をどの範囲で、どういう形で科していくのかというあたりは、被収容者の対象像が変わっていく中で、変わっていつているのでしょうか。

○中田所長 ルール違反は必ず懲罰の対象とするという運用はしていません。科罰効果の有無や、その行為に至った経緯などを加味しながら懲罰の要否を決めています。もっとも、どのような違反にも懲罰をかけずに許容してしまう場合、刑務所内の規律が保たれませんので、ある一定の程度、適正に懲罰の執行をしていかなければならないと思いますが、そのさじ加減が難しくなっているという実情があるように思います。

○細川課長 まだ拘禁刑が施行されていない状態なので、懲役刑であることも考慮し、基本的に、作業を拒否するような者には懲罰を科することが原則になると思います。現状では、作業へ従事することを拒否した場合のみならず、作業に従事する意思はあるものの人間関係を理由に工場には出業しないケースなども含めて、犯則行為としては「怠役等」というところで全部まとめてしまっているのですが、今後拘禁刑が施行された後には、個々の受刑者の特性に応じた処遇を行うこととなるので、色々な個別事情を考慮し、懲罰をもって対応するのか、何か別のアプローチをするのか、説得をするのか、その辺りをもっとよく考えていく必要があると思います。このような運用については、個別の施設がそれぞれ考えるのではなく、全体としてある程度の運用の目安のようなものの要否を含め、これから施行までの約2年半よく考えていく必要があると思いますが、懲役刑が基本の現状としては、今所長が申し上げたような実情にあるということです。

○土井委員 一点だけ。枕の高さを高くするのに、毛布か何かを挟んで隠したところ、それはやってはいけないことなので、やらないように指導するという刑務所の取扱いについて、何で枕の高さを調節するのに毛布を挟んだらだめなのか、何でそれを指導しなければいけないのかというところがよく分からなくて。そういうことを、いちいち全部や

っていたら、それは言うことを聞きたくない人は聞かないだろうし、刑務官も、いちいちそんなことをやらなくてはいけなくて大変だろうと思い、その辺りが私は理解できなくて。現場ではどうしてそういうことまで一生懸命やるのかなということ、せつかなので聞きたくて。

○中田所長 居室内の物品を整理整頓し、本来そこに置いておくべき物品があるかないかということで、職員は事故の予測をするので、例えば、タオル一本であっても、タオル掛けに掛けるよう、整理整頓のルールで決まっています。職員は、少ない人数で、時間も限られる中、多数の受刑者を管理・監督しなければならず、例えば、タオルが所定の場所に掛かっているか、仮に掛かっていなかったらそのタオルは何に使っているか、もしかしたら自分の首を絞めるのに使っているかもしれない、そういういった観点で事故防止のために注意を払っている実情があります。また、事故防止という保安上の観点だけではなく、整理整頓というのは、やはり社会に出てからも必要なことなので、そういう生活の基本的なことも踏まえた上で、受刑者に対しては指導しています。

○佐伯座長代理 この続きはまだまだ議論が必要だと思いますけれども、時間が限られていますので、また次回以降の会議でお願いしたいと思います。本日の配布資料については特に公表に適さない内容はなかったと思いますので、本日の議事概要については、事務局でとりまとめていただいて、いつものように委員の皆様を確認いただき、公表をしたいと思います。本日はお忙しい中、貴重な機会をいただきまして、どうもありがとうございました。

(2) 令和5年1月17日(火)

○安藤委員 平成13年と14年に起きた名古屋刑務所の事件の後、名古屋刑務所でも改革があったと思いますが、職員の方からは、かなり時間も経過しているので、どのような改革がなされたか明確に理解されていない面もあると聞いています。実際、具体的にどのような改革されたのか教えてください。

○中田所長 名古屋刑務所としては、一般的な研修や人権研修を充実させたほか、法律の改正を受けて、あらゆる研修や訓練を充実させてきたと考えております。そのような意見が現場から出ているということであれば、職員の研修の仕方や伝達の仕方に問題があり、伝わってなかったということであって、反省すべきことだと思います。

○吉野官房付 当時の法改正後の運用などは、また事務局の方でも整理して回答させていただきたいと思います。

- 小山委員 処遇要領の内容は、どのように各刑務官に共有されているのでしょうか。例えば、どのような病気の症状があつて、そのためこの薬は外してはいけない、というような一人一人の受刑者に対する知識や理解を、どのように職員に伝達しているのでしょうか。
- 中田所長 例示いただいたようなことも含め、処遇要領などの関係書類に記載しております。特殊な薬を飲まなければいけない場合などは、その投薬の趣旨を徹底するようにさせています。
- 小山委員 ボーダーラインと申しましょうか、少し知的に制約があるが、知的障害ではない（＝療育手帳や福祉サービスの受給者証を取得したりはしていない）境界領域の方も受刑者には少なからずいらっしゃると思いますが、そのような特性も各刑務官の方に伝わっているのでしょうか。
- 中田所長 そのような受刑者は相当な数に上るため、その全てを職員に周知徹底するというのは難しいことだと思います。
- 安藤委員 身分帳は、必要な場合には、職員の方は誰でも見ることができるのでしょうか。
- 中田所長 見ることができます。その受刑者を担当する職員はもちろん見れますし、この受刑者はどのような者かということ調べたければ見ることができます。
- 安藤委員 分かりました。それから保安の関係ですが、非常ベルは年に何回くらい鳴るもののでしょうか。
- 中田所長 非常ベルが年間に何回鳴るかという数値は、今正確な数字が手元にございませませんが、一日平均3回くらい、多ければ5回くらいと考えていただければよいと思います。
- 永井座長 それでは、御質問もつきませんが、時間の都合もございませぬので、本日の質疑はここまでとしたいと思います。更に質問のある方は次回以降の会議でよろしく願います。本日の質疑応答等に関する議事概要につきましては、事務局でとりまとめの上、委員の皆様へ御確認いただいた上で運営要領に従った公表を行いたいと思います。
- また、配布資料については、特に公表に適さない内容はなかったと思われませぬので、公表することとしたいと思います。そのような取扱いとさせていただくことでよろしいのでしょうか。

(一同異議無し)

ヒアリングの結果につきましては、前回の委員会において議論したとおり、座長代理においてとりまとめ、事務局に提出することとしますので、後日座長代理宛の提出をお願いします。それでは、これもちまして、本日の視察及びヒアリングを終了したいと思います。

皆様、本日はありがとうございました。

—了—